

# 京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成30年6月19日（火）

場 所：保健福祉局会議室

（井門明治安田生命ビル4階）

## 1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料1

京都市から概要説明があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

### 京都市の事例

#### <平成29年度 市立病院NO. 1>

- これまで、聴覚障害者への対応として、手話通訳の設置はあったが、緊急時にFAXで連絡し、対応してもらえるようになるという例は、初めて聞いた。こういった取組が広がってもらいたい。  
また、運用の開始時期や24時間体制なのかどうかなど教えてほしい。
- (事) 運用が開始された段階で報告をもらう予定である。適宜、確認したい。
- 聴覚言語障害者「専用」というと、特別扱いをしているように感じられる。配慮されるのはいいが、障害の有無に関係なく、その人が連絡手段を選べ、普段から利用できるような環境の整備が望ましい。

#### <平成28年度 区役所・支所NO. 6>

- 相談者から、改めて市長への手紙で文書にて説明が求められて、はじめて文書での回答をしたとあるが、市長への手紙を送らないと対応していただけないものか。
- (事) 当室から、区に対して、部会からの意見も伝えたいので、柔軟な対応を求めている。今回は、相談者からの文書を機に、区において、改めて相談者への合理的配慮について、対応を検討されたものと考えている。  
本件も含めた全事例は、庁内会議の場等を通じて、全庁にフィードバックするとともに、障害特性に応じた柔軟な対応をお願いしている。

#### <平成29年度 子ども若者はぐくみ局No. 2>

- 園としては、障害特性等も理解したうえで、それでも断ったのか。障害を理由というより、説明会での言動が攻撃的なものと感じたため、コミュニケーションに不安を感じ断ったのかが資料だけでは分からない部分もあるが、いずれにしても、障害への理解を促すことが大事であると思う。
- (事) 説明会后に、改めて相談者と園とで話し合いがされていることから、一定、相談者の障害のこと等も聞いたうえでのことと認識している。

#### <平成29年度 京都府の事例No. 1>

- 当事者団体として、交通局には要望行動を行っているが、本事例を踏まえ、市営地下鉄職員向けに、当事者を講師として、手話及び聴覚障害者への対応に関する研修を行った。  
また、外部の団体が行う交通事業者向けのバリアフリー研修を、職員が受講するという話も聞いており、対応は少しずつではあるが、変わってきているように感じる。

## 2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（性への理解について）・・・・・・・・資料2

問題提起として、テーマについての取組事例が支援センターらくとうの相談員から紹介され、それを受けて意見交換が行われた。

- 事例紹介者の意見としては、「家庭」において養育を提供できる里親制度が推進されることを望む。また、身近な地域で子どもの一時保護ができるファミリーホームがあれば、支援を受けながら子育てしている親子の助けになると思う。
- 紹介事例では具体的にどの程度の支援が入っているのか。また、支援で虐待が防止できるのか。  
⇒ 家庭には最小限のヘルパーを導入。子どもについては保育園に通い、本人の日中の居場所として就労継続支援 B を利用している。親子の様子については相談員がヘルパーから連絡を受け、場合によっては児相と連携し子を一時保護できる体制にしている。
- 金銭の管理はどうしているか。  
⇒ 他者に管理されることを嫌い、本人管理であるがうまく出来ていない。最低限、子どもの食事が確保されているかを確認している。生活保護受給世帯なので、金銭管理については、行政が厚めに入っている。
- 各委員からも、異なる視点からの意見、課題、似た事案、相談事例等あれば発言をお願いします。今後の部会で取り上げていきたい。
- 障害者手帳の交付はないが、未成年後見として関わっている事例はある。当事者が十分な性教育を受けておらず、少なくとも3回妊娠した。障害者手帳を持っていないので、継続的な福祉の支援が期待できず、また、20歳になれば後見人としては関われない。どう教育するかは重要だと感じる。
- 障害児を支援する立場で取り組んでいるが、支援者側も性教育について教え方、支援の仕方が分からない。障害児が大人になっても抱える問題は同じであると認識している。紹介事例の地域に限らず、全国的な問題であると感じる。適切な教育の保障が必要である。
- 支援者側の、相手の性差を意識していない行動が気になる。対象者が男性の場合、女性スタッフが介助に入ることで過剰に反応し、刺激されることがある。刺激しなければ問題を起こさずに済むこともある。
- 施設によっては、性について教えないこともある。性的欲求への適切な対応の仕方を教える必要はあると思っている。
- 金銭管理と生活管理は1事業者だけで対処するのではなく、環境を構造化し、行政等を含めてリスクを分けられると良い。関わっているケースとして、成年後見制度を利用し定期的に決まった金額を渡している事例があり、生活が安定してきた。
- 性に関してはタブー視して消極的な関わり方になっているかもしれない。支援者同士でもう少しオープンに共有できればと感じた。
- 電話相談を行っているが、相手の環境がなかなか分からない。担当者の生の声を含め事例を聞かせていただき、役立てたい。
- 患者として接するだけなので、実際の支援は行っていないが、安心感を得るためにSEXと中絶を繰り返す事例がある。また、交際相手がいない時に金銭で解決してしまい、家賃等が払えなくなることもあり、金銭の問題と性の問題が絡んでいることがある。
- 支援者としては、先回りして考え何でも禁止してしまいがち。男女交際を禁止しているところもある。優生保護法の問題にも通じるところがある。自分がそうならないか振り返ることも必要。

## 3 次回

平成30年9月6日（木）を予定